議会報告
みんなの秩父
発行
日本共産党
秩父市議団

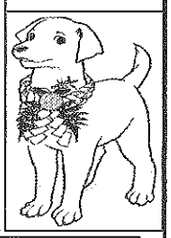

十二月定例議会報告

日本共産党 秩父市議団

12月議会定例会は11月29日から12月20日までの22日間の会期で開かれました。議案は専決処分1件、市道の路線変更1件、市道の廃止1件、条例の廃止1件、条例の一部改正8件、29年度補正予算8件、人事案件2件等市長提出議案が22件、議員提出議案が5件、請願3件の計30議案でした。

議事の主なものと一般質問の内容（要旨）についてお知らせいたします。

子どもの医療費無料化18歳までの年齢拡大 30年10月から実施の方向示される

私たちがかねてより主張・要求し続けてきた「子ども医療費無料化18歳までの年齢拡大」が、実現に向けて大きく前進しました。

今議会での一般質問に対する答弁で市長は、「18歳までの年齢拡大については30年4月に事務作業に着手し、10月実施に向けて進める」と述べ、30年度10月からの実施を明言しました。

これまで秩父地域内において、さまざまな政策課題について先進的に進めて来ていた秩父市が、この問題については遅れをとっていましたが、これで、秩父郡市内他町がすでに実施している状況に並ぶ事となり、これまで粘り強く要求し続けてきたお父さん・お母さんの願いがかなう事となりました。

私たちもこの問題についてはこれまで皆さんの要求を受けて、一貫して年齢拡大を求めてまいりましたが、この度その実現に向けて大きく前進したことを皆さんとともに喜びあいたいと思います。

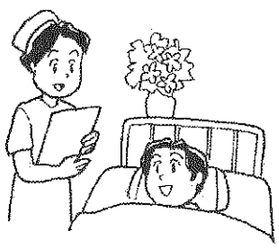

請願及び意見書など議員提出議案の取り扱い状況について

秩父ミューズパーク内に天文施設の設置を求める請願

施設設置費用をめぐる諸問題から継続審査となっていましたが、約1億数千万円の設置費用見込みが示され、審査の結果、直ちに予算措置するのは難しいとして趣旨採択。

国民健康保険の県単位化にあたっての請願

秩父社会保障推進協議会から、①国・健康的支援の拡充、②保険税を引き上げないこと、③税徴収は丁寧に行い、保険証の取り上げはしないこと、を求め提出された請願は、賛成少数で不採択。

「若者も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出の請願

①年金支給を隔月から毎月にすること、②支給開始年齢の引き上げを行わないこと、③マクロ経済スライドの廃止、④最低補償年金制度の早期創設を求め、年金者組合秩父支部から提出された請願は賛成少数で不採択。

以上3本の請願のうち、後段の2本は私たち日本共産党議員が紹介議員となり、採択のために力を尽くしてきましたが、一部議員以外の他会派の反対により残念ながら、不採択とされてしまいました。

憲法9条を守り生かして、戦争しない日本を求める意見書

憲法9条を守り生かし、戦争しない日本の国是を堅持するよう強く要望する内容の意見書を提出しましたが、共産党3名と無会派の2名以外の他会派の反対で否決。

介護職員の労働条件改善のため介護報酬の引き上げを求める意見書

介護報酬の引き上げとともに介護保険の国庫負担割合を引き上げるよう要望する意見書を提出しました。この意見書は公明党以外の全議員の賛成で可決。

義務教育における保護者負担の解消を求める意見書

①義務教育無償原則に基づき、義務教育期間中の教育費負担を解消すること、②就学援助制度の対象を生活保護基準の1.5倍まで広げ、教育扶助費とともに支給額を引き上げること、を求める意見書を提出し、全会派・全議員の賛同を得て可決。

秩父市手話言語条例

手話が言語であることの認識に基づき、手話の理解や普及などに関し、基本理念を定め、市や市民の責務・役割を明らかにするとともに、施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本事項を定め、ろう者とろう者以外の者が共生する地域社会の実現を目指す条例として、新たな条例が全会派・全議員の賛成で制定されました。

秩父市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

12月議会に先立つ11月22日の各派代表者会議において、清流クラブから唐突に「秩父市議会の議員定数を現在の22名から20名に改める条例の一部改正案」が提出され、先例に無いことですが閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託され、目下審査中です。

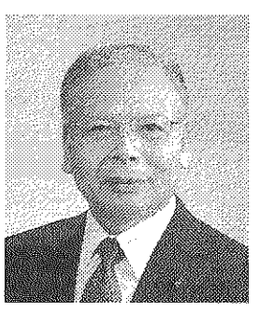

斎藤かつしげ議員の議会報告

議員定数問題をどう考えるか

地方自治体の議員定数については、平成23年4月の地方自治法の改正で、それまで人口に応じて決められていた上限規定が撤廃されたことによって、各自治体は、議員定数を何人にするかを、自主的且つ主体的に検討し決定しなければならなくなりました。つまり、「秩父市の議会を何人の議員で構成するのか、その理由は何か」ということが議会存在の基本問題としていやが上でも突き付けられたのです。そうした考え方の上に立って私たち日本共産党議員団は「議員定数は他に比べて多いか少ないかではなく、秩父市にとって何人の議員が必要かを多面的に検

（裏面に続く）

（一面より続く）

討すべきであること。つまり合議体として議会が成り立ち、託された役割を果たすためには定数を何人とするのが適当なのかを、対人口、対面積、歳費との関係、チェック機能との関係、住民意思や要求の反映との関係、住民に対する報告や説明機能との関係、委員会構成との関係、等々様々な角度から多面的な考察・検討を加え、自主的・主体的に決めること、つまり理念ある議員定数を見出していくことが必要である」との結論に達し、その視点からその後の「議会基本条例」制定についても意見を述べ、議会の最高規範としての「議会基本条例」の制定にも力を尽くしてまいりました。

その議会基本条例第17条は、

一、議員定数については、秩父市議会の議員の定数を定める条例に定めるところによる。

二、議会は、議員定数の変更に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、人口、面積、財政状況等市政の現状、課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

三、法第74条第1項に規定する市民の直接請求による場合を除き、秩父市議会の議員の定数を定める条例の改正案の提出は、議員または委員会が行うものとし、改正案の提出にあたっては、明確な改定理由を付するものとする。と規定しています。

私たちは、議員改選を目前に控えたこの時期に、唐突に提出されたこの案は、明確な改正理由なども付されておらず、明らかに議会基本条例第17条第2項及び第3項に違反しているものと考えています。

しかしながら、議論を深めることに反対はしないという基本姿勢を堅持するため、議会運営委員会への付託には反対しませんでした。

議会運営委員会の議論の中では、合議体として成り立つ最低構成数は7名である（このことは23年の前回定数削減時にそれまでの4委員会から3委員会としたことにも示されている）との考え方を示し、現在の3委員会を構成するには21名の議員が必要であり、議長を加えた22名の現在数は妥当であること、むしろ現在1200を超える市の行政事務事業をチェックするチェック機能の充実の為には、3委員会となっている委員会数を増やすことも必要ではないか、そのためには議員の複数委員会所属も積極的に考慮すべきであることなどを主張しています（このことについても新議場の整備に伴い一日一委員会開催となり、条件は整っている）

その他、住民意思や要求の反映、議会報告や説明機能との関係など様々な角度からの多面的な考察が不可欠であることは、改めて述べるまでもないことだと考えます。

いずれしても議員定数は、「他に比べて多いか少ないか」ではなく「秩父市の議会は何人で構成するのが適当か、そしてその理由は何か」を明確にした「理念ある議員定数」を求めることは議会存在の基本問題であると考えています。

皆さんからのご意見を積極的にお寄せください。

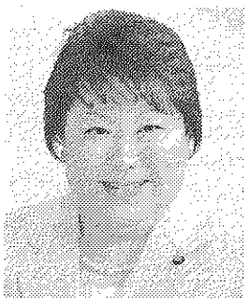

出浦あきえ議員の一般質問

小・中一貫校について教育長に質問をしました。

平成27年文教福祉委員会で先進地広島県竹原市を教育長も同行で視察してきました。小・中一貫校は、いわゆる中一ギャップ、いじめ問題や不登校の問題に対応するやり方で、バスで一つの学校に通ってくる、異年齢の子どもが一緒に勉強をする、中学校の先生が小学校で授業をする、テレビ会議で繋がるなど、小・中一貫校の教室や授業の様子等も見学しました。このやり方が中一ギャップやいじめや不登校問題を解決するのに良い教育だという考え方もありますが、必ずしも解決になるものではないという考え方もあります。秩父市でも視察後、小・中一貫校を質問に取り上げる議員が出ており、私はこれを推進するような発言を快く聞くことができずにいました。推進するならば、学校の統廃合の問題が出てくること、学校がなくなるということは地域の文化がなくなるという事のみならず、地域住民への説明や住民の意見を十分に聞き取ることが必要であり、理解が得られないままに拙速に進めていくやり方をすべきでないと考えます。

さらに、メリットと言われているいじめ問題や不登校問題については、まだ検証中の段階であり、逆に不登校の件数も増えているという結果が出ているという話も聞いています。小・中一貫校が学校の統廃合を進めるためのものであってはならないと考えますが教育長の考えを質問しました。

教育長の答弁は、本市は、平成28年度から3年間文部科学省からの委託を受け、大田小・中学校を研究校として、今後の児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化に対応し、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大限に生かす教育活動について研究を進めている。小・中学校の連携も研究の柱の一つとして取り組んでいる。

今後、小・中連携の効果と課題を整理した上で、小・中一貫校についての検討を行っていきたいという答弁でした。

山中すすむ議員の一般質問

障がい者施設の在り方

星の子教室・ふぁいん・ユーは、障がい児や重度心身障がい者が利用している。発達支援や子育て支援、療育指導などを行う支援施設となっております。こうした施設については専門性が求められる施設であり、市が責任をもって運営することが望ましいのではないかと、市の考えについて質問しました。

市は、星の子教室とふぁいん・ユーの運営について市行政改革大綱の名のもとに民間活力の活用促進による民営化に向けた準備を進めているとのことでした。これに対し利用してきた保護者、また専門家の話では民営化ではなく市の責任で運営することが重要と述べています。

また、ふれあいセンターの有料化について市民団体やNPOなど地域の団体個人が利用する場合も有料化にするのかと質問しました。

当局は利用方法など内容により相談しながら判断して行きたいと答弁。

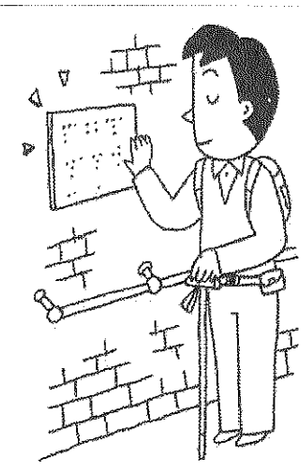

日本共産党秩父市議会議員
生活相談はお気軽に
斎藤捷栄（さいとう かつしげ）
TEL（24）3712
出浦章恵（いでうら あきえ）
TEL（23）5515
山中　進（やまなか すすむ）
TEL（56）0050
※ 必要に応じ弁護士も紹介します。